

松江地方裁判所委員会（第9回）議事概要

- 1 日時
平成19年2月19日（月）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所
松江地方裁判所大会議室
- 3 出席者
（委員） 足立正智，熱田雅夫，飯島健太郎，居石正和，佐藤洋志，
中村俊郎，西島幸夫，広江みづほ，前田幸二
（五十音順敬称略）
（説明者）垣屋民事首席書記官，立花刑事首席書記官
（庶務） 山本総務課長，法正総務課課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会あいさつ
 - (2) 前回の委員会で指摘のあった，裁判員制度に関する政令について西島委員長から，今後の裁判員制度広報について山本総務課長から，それぞれ説明があった。
 - (3) 意見交換のテーマである「市民に身近な裁判所にするために」について，本日は，市民に最も身近である簡易裁判所の役割を主に取り上げ，「民事紛争解決における簡易裁判所の果たすべき役割・民事紛争解決のための各種手続の特色」，「多重債務解決のために利用できる制度の内容・説明の実情」，「申立書様式等の入手方法」の3つの小テーマに分けて，意見交換することとなった。
まず，「民事紛争解決における簡易裁判所の果たすべき役割・民事紛争解決のための各種手続の特色」について，垣屋民事首席書記官から説明があり，ビデオ「簡易裁判所民事手続案内」の視聴に引き続いて，意見交換を行った。
とても分かりやすいビデオで，裁判員制度に関するビデオを見る前にこちらを見た方がよいのではないかと思う。裁判所に親しみを持ってもらうという意味では，裁判員制度だけを取り上げるより効果的ではないか。簡易裁判所に関する知識があれば，何パーセントかの人は役に立つことになると思う。私も部下の若い社員には事あるごとに裁判所には人を助ける役割もあるのだから，困りごとがあれば相談するように勧めている。鳥根県西部地区には弁護士が少ないとも聞いているので，こういうビデオを見ることによって，裁判所への敷居が低くなればよいと思う。
裁判所における相談は手続相談で，法律相談については弁護士等に相談することを勧めているとのことだが，具体的には，どのように勧めているのか。
裁判所で把握している範囲で，無料又は有料の相談窓口を紹介している。
弁護士会では，弁護士を派遣する相談窓口，弁護士会が行っている有料相談窓口を一覧表にして関係機関に送付しているので，裁判所ではそういった情報も提供されていると思う。

弁護士の相談料は高額という先入観があるが実際はどうか。

弁護士会の相談は30分5000円ということになっている。自治体での相談窓口派遣される場合は無料ということもある。そういった情報も一覧表に記載されている。

昨年10月には、相談の振り分け窓口として法テラスが開設され、こういうことで困っているんだということを伝えると、適切な相談窓口を紹介してもらえることになった。また、法テラスでも、定期的に無料の法律相談を行っているという話を聞いている。

法テラスが行う無料法律相談は、扶助相談であり、無資力要件を必要とするため、行ってみたら、無資力要件に該当せず、相談が受けられないということもあり得る。

裁判所は手続面から説明しようとするところがあるが、利用者は制度や手続を全部知りたいわけではなく、自分の抱えている問題について一番適切な手続は何かということが知りたいはず。むしろ、紛争の内容から選択して、この手続が適切だということにたどり着けば、その方が利用しやすいのかなとも思う。

法テラスの取組状況を紹介しますと、病院の総合受付で経験を積んだドクターが案内するように、弁護士が直接話を聞いて適切な専門の窓口を紹介するという形が理想である。現在、コールセンターに人員を配置して相談の振り分けをやっているが、すべて弁護士が対応しているわけではなく、弁護士はスーパーバイザーとして、振り分けをしている人の相談に乗るという後方からの支援をしている。それでも、弁護士がすべてには対応できないので、必ずしも適切とはいえない窓口を紹介するといった事例もあるように聞いている。また、東京などでは、経験を積んだ弁護士が相談内容を聞いて適切な相談窓口を紹介する無料の電話相談をやっているとのことだが、法テラスが、その窓口を相談先として紹介したために、その窓口がパンク状態になってしまったという話も聞いている。現状は、人員配置の問題や制度上の問題があって、理想どおりにいっていないというところである。

建築関係の専門家として、住宅トラブルの相談を受けることがあるが、問題点や原因を突きとめることはできるが、それに対してどういう補償を受けることができるかといったことについては素人同然なので、結局、弁護士さんのところへということになる。そういったところがうまく連携できればと思うことは常々ある。

紛争の展開によって、別の専門家が必要になってくるということはよくあることだが、その連携がスムーズにいかないと、イライラが募って余計に紛争がこじれるといったことも出てくる。そういう意味では、教育現場で紛争の解決の仕方を取り上げるということが重要になってくると思う。耳にしたところでは、大田市の中学校の先生は、社会における自分の身を守るため

の方策としてどのようなものがあるかを生徒に教えるために、定期的に勉強会をしているということである。

長い目で子供たちから教育することは必要だと思う。また、今回の委員会の事前資料として配布されたリーフレットがつい最近役に立ったことがあった。こういった分かりやすい資料やビデオを見て、知ることは、今後の私たちの生活にとって重要なことではないかと思う。

今日見たビデオに調停委員が出てきたが、調停委員はどういった形で選ばれるのか。

家事事件を取り扱う調停委員と民事事件を取り扱う調停委員の二種類があり、松江管内では、それぞれ約120人が任命されている。ただし、民事と家事を兼務している委員もいるので、調停委員の実人員としては約170人ということになる。任期は2年で、再任も可能である。任命に至る経緯は様々で、建築関係など専門家の団体や自治体などの団体からの推薦や調停委員からの推薦などがあるが、できるだけ色々な分野の人に引き受けていただきたいと考えている。

- (4) 「多重債務解決のために利用できる制度の内容・説明の実情」について、垣屋民事首席書記官から説明があり、タッチパネル式による受付相談システムの実演に引き続いて、意見交換を行った。

債務が多くて困っている方には、まずこのタッチパネル式の手続案内を見ていただいて、足りないところは窓口で説明させていただいている。

最初に見た手続案内のビデオよりはわかりにくい。

裁判員制度の広報に出かけるときも、こういった別の面での裁判所の役割とセットで話をすれば効果的ではないかと思うが、タッチパネルの貸出しは可能なのか。

詳細は後日確認するが、最高裁からの配布物ではなく、業者が独自に作ったものを購入したものだと思うので、貸出しは難しいのではないかと思う。

貸出しは無理でも、裁判所が広報に出かけるときに一緒に持ち出すことはできるのではないか。

各地裁に共通のものが備え付けてあるのか。

中国5県の地裁本庁には備え付けてあると聞いている。

以前見た「評議」のビデオはとてもよかったし、最初に見たビデオもよかったが、タッチパネルは、言葉と文字が遊離していて一体感がなかったように思う。声のトーンも低く暗い感じがした。

タッチパネルが導入されて、相談はタッチパネルのみになったのか。

まずタッチパネルを見ていただき、足りないところは、窓口で、相談者の事情なども聞きながら口頭で対応している。

タッチパネルの利用状況はどうか。

具体的な数字はないが、かなりの方に利用させていただいている。

特定調停は、調停に代わる決定で終了する例が多いようだが、これはどういうものか。

当事者間で合意に至らず調停成立とならない場合でも、裁判所が紛争の解決策を決定という形で示し、それに対して当事者が一定期間内に異議申立てをしない場合には、調停成立と同様の効果が生ずるというものである。電話等では折り合いがついているが、調停に出頭しないために調停成立とならない場合や条件面でのわずかな差異のため調停成立にならない場合などに利用されている。

今日紹介のあった、特定調停、破産、個人再生については、管轄があるのか。

破産、個人再生は地方裁判所が、特定調停は原則として簡易裁判所が管轄することになっている。

どの裁判所に行けばよいのか迷うことはないのか。

まずはタッチパネルで手続の概要を見ていただいて、足りないところは、相談者の個別の事情や希望などを伺いながら、適切な部署に案内している。

利用する手続が決まれば、引き続き申立ての手続を行うことになるが、裁判所では、内容が定型的で、利用頻度が高いものについては、定型的な申立用紙を用意している。

- (5) 「申立書様式等の入手方法」について、垣屋民事首席書記官から説明があり、これに引き続いて、意見交換を行った。

簡易裁判所を利用する方は自分で手続したいという方が多く、最高裁では、8種類の訴状、7種類の調停申立書の全国共通の定型用紙を作成している。松江簡易裁判所では、このほか、訴状、支払督促申立書の定型用紙をそれぞれ30種類程度備え付け、チェック式など簡易な方法で作成できるようになっており、分からない点は窓口で説明させていただいている。入手方法は、裁判所に出かけていただく方法、全国共通書式については最高裁のホームページから入手する方法がある。

平成17年の統計を見ると、全国の簡裁民事訴訟事件35万7000件弱のうち、代理人を付けずに本人が手続を進めた数が29万9000件弱、約85パーセントとなっている。地裁民事訴訟事件になるとこの比率が逆になり、本人が手続を進めたのが約2割となっている。弁護士などの専門家が代理人に付けば説明する事項もあまりないが、本人で手続を進めていこうということになれば、手続相談、申立受付相談も重要になってくる。

破産の申立件数が減っているのは全国的な傾向か。

破産事件が急増してピークを迎えてからは全国的に減少傾向にあるのではないかと思う。ただ、個人破産は減っているが、法人破産はそれほど大きな変化はないように感じている。

特定調停の数は増えているが、破産する前に、特定調停で解決していると

いうことか。

特定調停もピーク時から減少傾向にあるように思う。

裁判所では、法律的な内容の相談には乗ってもらえないのか。相談がたらい回しになることによって、司法そのものへの信頼がなくなってしまうことを危惧している。

裁判所は、中立性、公平性が命である。相手方のあることでもあり、手続の方法は教えられるけれども、こういう権利だったら認められるということを行うことはできないことをご理解いただきたい。

(6) 意見交換テーマの選定

今回は、本日のテーマとなっていた「刑事裁判における分かりやすい審理に向けた試みについて」意見交換することとなった。

(7) 次回開催日時

今回は、平成19年7月6日(金)午後1時30分～4時の予定で開催されることになった。

(8) 閉会あいさつ